参考様式第5－1号

8川農第369号
令和8年11月9日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

川俣町長　藤原　一二

市町村名 （市町村コード）	川俣町 （　07308　）
地域名 （地域内農業集落名）	小島地区 （下の町、中組、岩阿久、擣野、田代、睦、小ヶ坂、深海）
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年11月9日 （第2回）

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1　地域における農業の将来の在り方

（1） 地域農業の現状及び課題

当地区は国道及び川沿いの農地については基盤整備が行われ、農業者による耕作が行われているものの、山間部は不整形地や狭小地が多い。地区全体で高齢化と後継者不足が進んでおり、耕作放棄地が増えている状況である。
また、有害鳥獣（サル）の被害も増加しており、その対策も喫緊の課題である。

【地域の基礎的データ】
認定農業者:0人、団体経営体（法人・集落営農組織等）:3経営体　多面的機能保全組合:1組織
主な作物:水稲、野菜

（2） 地域における農業の将来の在り方

基幹作物の水稲及び野菜については、2つの集落営農組織と担い手を中心に営農を続けていく。
マンパワー不足解消のため、地域内で農業者に限らず短時間の農作業を行える住民をリストアップし、農作業を行う上で人手が必要になった際には声掛けを行い、農作業を手伝ってもらうことで、地域全体で農地を守っていくと同時に後継者の確保と地域コミュニティの創出を図る。
山間部については、多面的機能支払交付金を活用した維持管理を行いながら、継続的に利用方法の検討を行う必要がある。

2　農業上の利用が行われる農用地等の区域

（1） 地域の概要

区域内の農用地等面積		233.7 ha
	うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	233.7 ha
	（うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積）【任意記載事項】	－ ha

（2）農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

当面は農用地等面積のすべてを農業上の利用が行われる区域とするが、維持管理及び保全管理が行われる区域については今後具体的な取り組みが検討された際に設定していく。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3　農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理事業の活用により担い手への集積を行い、担い手の営農が困難となった場合は地区内の集落営農組織等へ集積を進めていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地区内の農地の貸借については農地中間管理事業の活用を基本とし、地権者の意向を確認した上で契約締結を進めていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
地区で水路整備や修繕等の基盤整備を行う際には、国や県の補助金を活用し実施する。また、区画整理等の圃場整備の計画を作成する際は、地権者との連絡調整等について町担当部署や町農業委員会等と連携しながら実施していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
福島県農業経営・就農支援センター、福島県県北農林事務所、ふくしま未来農業協同組合、町農業委員会等と連携し、地域内外から多様な経営体を募集し相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
短時間の農作業を行える住民を募集し、担い手が作業を行う上で人手が必要になった際には声掛けを行う。
(6)遊休農地の解消に向けた取組方針
新たな遊休農地の発生を防止するため、農地中間管理事業を活用した担い手への農地集積・集約化を推進するとともに、既に遊休農地となっている農地については国及び県の遊休農地解消に係る各種事業や町の耕作放棄地解消農地整備支援事業等の活用により解消に取り組み、新たな担い手への貸付を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☑	①鳥獣被害防止対策	☐	②有機・減農薬・減肥料	☐	③スマート農業	☐	④畑地化・輸出等	☐	⑤果樹等
☐	⑥燃料・資源作物等	☑	⑦保全・管理等	☐	⑧農業用施設	☐	⑨耕畜連携等	☐	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①有害鳥獣(サル、イノシシ)の被害が増加しているため、有害鳥獣被害防止対策のワイヤーメッシュ柵及び電気柵の導入、有害鳥獣駆除ハンターの後継者確保と育成を行う。
⑦多面的機能支払交付金を活用し、農地の維持管理活動を続けていく。